

宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令

平成6年2月1日

宮城県警察本部訓令第18号

宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令を次のように定める。

宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する訓令

宮城県警察職員の特別ほう賞に関する訓令（昭和44年宮城県警察本部訓令第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、宮城県警察職員の賞じゅつ金に関する規則（昭和44年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第9条に基づき、宮城県警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官を含む。以下「職員」という。）に対する賞じゅつ金の支給に関する細目的な事項を定めることを目的とする。

（申請手続）

第2条 警察本部の部に置かれた課等の長、警察学校長、仙台市警察部に置かれた課長及び警察署長（以下「所属長」と総称する。）は、規則第2条第1項に該当する職員があると認められるとき、又は賞じゅつ金を支給された者が、当該賞じゅつ金支給の原因となった傷病により死亡し、若しくは傷害の状態となったときは、賞じゅつ金支給（再審査）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に診断書等の関係書類を添えて、警察本部長（以下「本部長」という。）に賞じゅつ金支給の申請をしなければならない。

（賞じゅつ金審査委員会）

第3条 賞じゅつ金の支給に関し賞じゅつ金の種類、功労の程度及び障害の等級並びに殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を支給する遺族の範囲及び順位並びに規則第8条に規定する賞じゅつ金の加算額、その他賞じゅつ金の支給に関し必要な事項を審査するため、警察本部に賞じゅつ金支給委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員会の委員長は本部長とし、委員は警察本部及び仙台市警察部の部長（組織犯罪対策局長を含む。）、首席監察官並びに警務部警務課長（以下「警務課長」という。）とする。

4 委員会の委員長が不在又は事故あるときは、警務部長がその職務を代理する。

5 委員会の庶務は、警務部警務課において行う。

（賞じゅつ金の額等の決定）

第4条 賞じゅつ金は、委員会の審査結果に基づき賞じゅつ金の種類及びその額を決定するものとする。ただし、傷病者賞じゅつ金は、委員会の審査を経ることなく、医師の診断書による療養日数及び功労の程度に基づき、その額を決定することができるものとする。

（賞じゅつ金の調整）

第5条 賞じゅつ金を支給された者が次の各号の一に該当する場合には、既に支給した額と新たに支給すべき額との差額を、当該職員又はその遺族に対して支給する。

- (1) 傷病者賞じゅつ金を支給された者が、症状の進行により当該賞じゅつ金を支給された後に死亡し、又は障害の状態となり、新たに殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金又は障害者賞じゅつ金を支給すべき者として認定された場合
- (2) 障害者賞じゅつ金を支給された者が、症状の進行により当該賞じゅつ金を支給された後に死亡し、新たに殉職者賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金を支給すべき者として認定された場合
- (3) 症状の進行により、障害者賞じゅつ金を支給された者の障害の等級に変更があった場合
- (4) 症状の進行により、傷病者賞じゅつ金を支給された者の療養期間に変更があった場合

2 前条の規定は、前項の賞じゅつ金の支給について準用する。

(支給)

第6条 前2条の規定により賞じゅつ金の支給を決定したときは、賞じゅつ金支給決定通知書(様式第2号)により、当該賞じゅつ金を支給する者に対してその旨を通知するとともに、速やかに賞じゅつ金を支給するものとする。

(領収書の提出)

第7条 前条の通知を受けた者は、当該賞じゅつ金を受領後、速やかに本部長に対し領収書(様式第3号)を提出しなければならない。

(支給事務)

第8条 賞じゅつ金の支給に関する事務は、警務課長が行う。

2 警務課長は、賞じゅつ金を支給した都度、申請書に賞じゅつ金の種類、賞じゅつ金の支給額、審査及び決定年月日、支給年月日等を記録整理し、当該申請書を永年保存しなければならない。

附 則

この訓令は、平成6年2月1日から施行する。

附 則(平成6年3月28日本部訓令第6号)

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則(平成8年3月22日本部訓令第5号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月24日本部訓令第7号)

この訓令は、平成10年3月24日から施行する。

附 則(平成10年8月18日本部訓令第11号)

この訓令は、平成10年8月18日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則(平成12年4月19日本部訓令第11号)

この訓令は、平成12年4月19日から施行し、平成12年3月27日から適用する。

附 則(平成13年3月26日本部訓令第11号)

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則(平成16年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日本部訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

宮 第 年 月 日 号

宮城県警察本部長 殿

所属長

賞じゅつ金支給(再審査)申請書

下記の被災職員にかかる賞じゅつ金について、支給(再審査)の必要があると認められるので申請する。

記

| | | | | |
|-------|----------------------|----------|-----|---------|
| 被災職員 | 係 | 階級(職) | 氏 名 | 生 年 月 日 |
| | | | | 年 月 日 |
| 災害発生 | 年 月 日 時 | 年 月 日 | 時 分 | |
| | 死亡年月日時 | 年 月 日 | 時 分 | |
| | 場 所 | | | |
| 被災の状況 | 傷 病 名 | | | |
| | 部位及び程度 | (障害程度 級) | | |
| | 死 亡 原 因 | | | |
| | 職務執行状況及び災害を受けるに至った状況 | | | |
| | (再審査に至った状況) | | | |
| | 功 勞 の 程 度 | | | |

| | | | | |
|----------------------|----|--------|-------|----|
| 扶養親族 の状況 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 職業 |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| 賞じゅつ金 を支給すべ き者 | 住所 | | | |
| | 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 続柄 | 生計維持関係 | 有・無 | 職業 |

| | | |
|------------|----------------------|-------------------|
| ※ 支給申請 | 賞じゅつ金の種類 | |
| | 功勞、障害等の程度 (加算前の額) | (円) |
| | 加算割合(額) | 割加算 (円) |
| | 賞じゅつ金の支給額 | 円 |
| | 審査(決定)年月日 | 年 月 日審査(年 月 日決定) |
| | 支給年月日 | 年 月 日 |
| ※ 再審査申請 | 賞じゅつ金の種類 | |
| | 功勞、障害等の程度 (既支給の額) | (円) |
| | 調整内容(調整額) | (円) |
| | 差額支給額 | 円 |
| | 再審査(決定)年月日 | 年 月 日審査(年 月 日決定) |
| | 支給年月日 | 年 月 日 |
| ※ その他 | 治愈年月日 | 年 月 日 |

注：※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

殿

宮城県警察本部長

賞じゅつ金支給決定通知書

年 月 日の被災にかかる賞じゅつ金については、次のとおり
支給することに決定したから通知する。

記

1 賞じゅつ金の種類

2 賞じゅつ金の額

金

円也

様式第3号(第7条関係)

賞 じ ゅ つ 金 領 収 書

金 円也

ただし、 賞じゅつ金として上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

宮城県警察本部長 殿

資金前渡職員 殿

受領者 所 属
階 級
氏 名

(殉職の場合)

受領者 住 所
職員との続柄
氏 名